

屋外広告物の手引き

令和8年10月

徳 島 県

1. 屋外広告物条例・施行規則の概要

目 的

屋外広告物条例は、屋外広告物法の規定に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業についての必要な規制等を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としている。

条例第1条

規制の特色

1) 許可基準による規制（許可関連）

県内を禁止地域と許可地域に分け、屋外広告物の種類毎に、その地域に則した許可基準を設けている。

主な許可基準は、その広告物の表示面積や高さ、また建物利用広告物については、総量規制（総壁面面積に占める広告物の総表示面積の割合の規制）に基づき、段階的な許可基準を定めて規制している。

条例第10条、施行規則第2条、第3条、第6条

(1) 許可の対象となる屋外広告物の種類

許可の必要な屋外広告物は、「建物利用広告物」と「独立広告物」に分けられる。

「建物利用広告物」は、「屋上広告物」、「壁面広告物」、「突き出し広告物」の3種類、「独立広告物」は、「敷地内広告物」と「野立ての広告物」の2種類で、計5種類の広告物等を許可の対象としている。

「屋上広告物」は「屋上利用広告物」ともいい、また「壁面広告物」と「突き出し広告物」を合わせて「壁面利用広告物」ともいう。

(2) 主な許可基準

屋外広告物の「表示面積」と「高さ」の2種類を規制の許可基準としている。

また、建物利用広告物は、広告物等が表示・設置されている建築物の総壁面面積に占める、その広告物の総表示面積の割合の規制（総量規制）を加えている。

(3) 地域区分による規制

県内に「禁止地域」と「許可地域」を定めている。

①「禁止地域」は、基本的に、一定基準内の自家用広告物だけしか表示・設置することができない地域である。

条例第4条

②「許可地域」は、地域ごとに定めた許可基準に従い、屋外広告物の表示・設置を許可できる地域である。

条例第6条

「許可地域」は、「特別指定地域」、「幹線指定地域」、「沿道指定地域」、「生活系地域」、「商工業系地域」、「沿道地域」の6区に分けている。

その内、「特別指定地域」、「幹線指定地域」、「沿道指定地域」、「沿道地域」の4区は、「特別指定地域」の一部を除いて、道路の沿道型の規制であり、「商工業系地域」と「生活系地域」の2区は、都市計画区域内を用途地域によって分けた面での規制である。

(4) 適用除外

屋外広告物には、多様な種類があり、社会生活の中に欠くことができない日常的な習慣や祭礼、各種の行事等のために表示・設置されるものがあるため、規制を適用しない広告物等を定めている。

条例第7条

(5) 屋外広告物の許可手続き

許可の必要な広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

条例第6条、施行規則第4条

屋外広告物の許可の申請書は、その広告物を表示・設置する地域を管轄する県土整備事務所、又は権限移譲を受けた市町村で受け付けている。

許可申請書の提出の際には、所定の手数料を納付し、許可書と許可証（シール）を受け取り、屋外広告物の竣工の際、その広告物に許可証（シール）を貼り付けることが義務づけられている。

条例第11条～第13条、施行規則第11条

● 権限移譲を受けた市町村については、申請前に、地域を管轄する県土整備事務所に確認すること。

2) 禁止物件による規制

地域区分に関係なく、県内全域において、基本的に屋外広告物を表示・設置することができない物件（禁止物件）を定めている。

条例第5条

禁止物件については、適用除外される一部を除き、広告物等を表示・設置することができない。

3) 禁止広告物による規制

次に掲げる広告物等は、「良好な景観の形成、若しくは風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」の観点から、地域区分に関係なく、県内全域において、表示・設置を禁止している。

条例第9条

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗装のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの

4) 屋外広告業の登録（平成18年1月1日施行、同年7月1日より全面実施）

広告主から屋外広告物の表示・設置に関する工事を請け負うことを業とする者は、営業所ごとに業務主任者（登録試験機関の合格者や講習会の修了者等）を置き、徳島県知事の登録を受けなければならない。

条例第27条～第27条の8、第29条～第30条の4

登録制度の導入により、登録の有効期間が5年（更新有り）と定められ、登録の要件や登録の取消し又は営業停止命令等について、登録の際に登録手数料を納付することなどについても定められた。

2. 広告物等の表示（設置）の許可申請等

1) 対象となる屋外広告物

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して表示されるもので、②屋外で表示され、③公衆に表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものであり、これらの４つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず屋外広告物となり、営利的な商業広告物だけでなく、非営利的なものも屋外広告物といい、行事や催物の案内板なども含まれる。

ただし、街頭で配布されるチラシや音声による宣伝放送、有体物に投射しない単なる光のみのもの、また建築物やバスの中などの屋内に表示される広告物等は含まれない。（屋外広告の知識 第2章 2 定義を参照）

この中で、徳島県屋外広告物条例の許可の対象となる屋外広告物は、次の5種類である。

- 建物利用広告物 …………… ①屋上広告物（屋上利用広告物）
 ②壁面広告物（壁面利用広告物）
 ③突き出し広告物（壁面利用広告物）
- 独立広告物 …………… ①敷地内広告物
 ②野立広告物（野立ての広告物）

(1) 屋上広告物（屋上利用広告物）

建物の屋上や屋根の上に、又は屋根の工作物に取り付けるものをいい、建築基準法上、階数に算定されない屋上の階段室、昇降機塔、ペントハウス等の壁面に表示されるものも含まれる。

(2) 壁面広告物（壁面利用広告物）

建物その他の工作物の壁面に塗り書きし、又は取り付けるものをいい、壁面を利用した浮き出しサイン、電光表示板等も含まれる。

(3) 突き出し広告物（壁面利用広告物）

建物の壁面から突き出して取り付けるものをいい、袖つき看板等がこの突き出し広告物に含まれる。

(4) 敷地内広告物

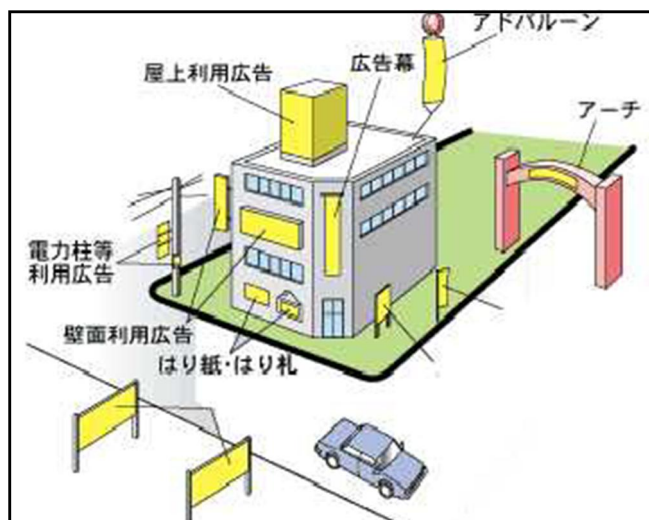
建物とは別に設置する広告塔等で、自家用広告物等に限られる。

自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業等の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の敷地内（一団となっている土地を含む。）に表示し、又は設置されるものをいう。

(5) 野立広告物（野立ての広告物）

自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の敷地外の土地、つまり田畑や他人の土地等に設置される
 広告物等をいう。

屋外広告物の例示



2) 許可の基準

(1) 表示面積

- ① 独立式の広告物（屋上広告物、突き出し広告物、独立広告物等で広告物を掲出している物件により独立して表示・設置されている広告物）は、その独立した広告物等ごとに、表示面の面積を算定して合算する。
ただし、複数の広告物により、一つの観念やイメージ等を表示している場合は、それらの広告物が独立して表示・設置されていても、これらの広告物全ての表示面積を合算するものとする。
- ② 建物その他の工作物の壁面に表示・設置された広告物は、その広告物ごとに表示面積を算定する。
ただし、複数の広告物が、同一建物その他の工作物の壁面に表示・設置されている場合、その中で関連性のある広告物については、それらの広告物の表示面積を合算するものとする。
- ③ 総量規制（総表示面積の規制）は、その建物に表示・設置されている全ての広告物の表示面積を合算し、その建物の総壁面積に占める割合を算定する。

算定する場合の注意点（図形例示編を参照）

- ア) 表示面の縁に一体となって、枠や点滅等が組み込まれている場合は、その枠組等を含む。
- イ) 広告塔、広告板、サインポールについては、つけられている脚台、支柱等を除く。
- ウ) 一つの広告物の面が2面以上ある場合は、各表示面積を合算する。
- エ) 広告物が複雑な表示面である場合は、その側面積をもって表示面積とする。
- オ) 文字やサイン等の面積の算定については、一つ一つ分かれて表示・設置されている場合は、個々の文字一つ一つについて算定し合算する。但し、文字がつながっている場合は、つながっている文字全体を一つの長方形とみなして表示面積を算定する。
- カ) 文字や商標等の周りの下地の色、あるいは材質を変えること等により、文字や商標等とその下地部分とが一体として広告物と考えられるような効果を与えている広告物については、その下地部分も含むものとして算定する。
- キ) 屋上広告物、壁面広告物、突き出し広告物の区別がつかない場合は、広告物を表示・設置する部分が、どのように建築確認されているかにより区別する。
- ク) 野立広告物について、良好な景観の形成や風致の維持のため、広告物の相互間距離は、1 m以上は離して表示・設置するように指導する。

(2) 高さ

- ① 独立広告物（敷地内広告物、野立広告物）は、広告物を掲出している物件（掲出物件）が設置されている敷地面から広告物の上端部までの高さが広告物の高さになる。
ただし、掲出物件の支柱が複数あり、それぞれ高さの異なる敷地面に設置されている場合は、それらの敷地面の高さの平均値を高さの基準とするものとする。
- ② 屋上広告物は、表示・設置されている建物の屋上や屋根から広告物の上端部までの高さが広告物の高さになる。
なお、建築基準法上、階数に算定されない階段室、昇降機等のペントハウス等の上部に表示・設置されている場合は、そのペントハウス等の高さも広告物の高さに含むものとする。

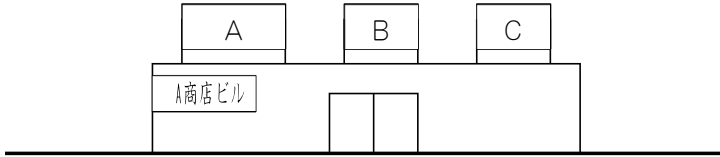
(3) その他

建物利用広告物の注意点として、つぎの三点がある。

- ① 屋上広告物は、表示・設置されている建物の壁面線を越えないこと。
- ② 突き出し広告物は、その上端が、表示・設置されている建物の高さを越えないこと。
- ③ 壁面広告物は、表示・設置されている建物の壁面の上端部及び延長面からはみ出さないこと。

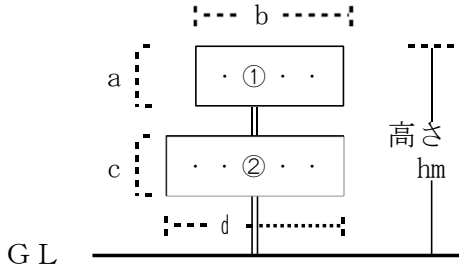
●独立式の広告物の表示面積の例

(例1) A. B. Cの広告物はそれぞれ独立して屋上に設置されている。



A. B. Cの屋上広告物は独立して設置されているため、それぞれの面積を算定する。
ただし、壁面広告物とA. B. Cの屋上広告物の合計面積は、建物利用広告物の総量規制の基準を越えることはできない。

(例2) 下図のような野立広告物が設置されている。



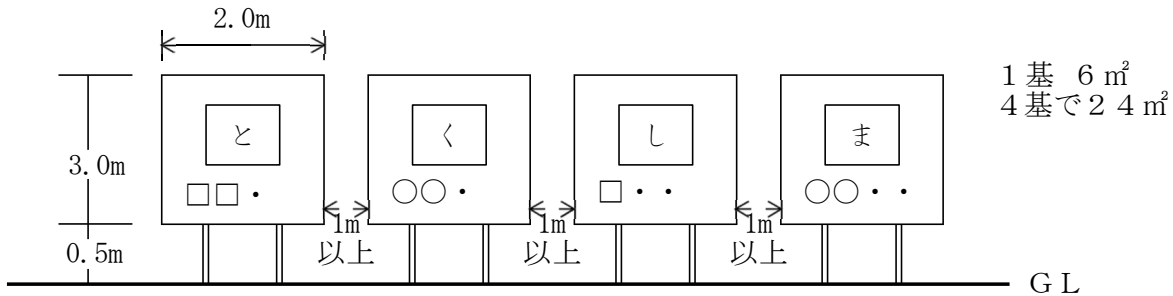
左図のように、1本の支柱に、1つの広告物だけでなく、複数の広告物が表示されている場合がある。
左図は、C社所有で、①、②の広告物が表示されている。

野立広告物の表示面積は、上図の①、②の表示面積の合計をいう。
独立した工作物に複数の広告物が表示されている場合、1個の広告物としてとらえ全体の面積を合算する。

・野立広告物の表示面積 = $(a \times b) + (c \times d)$

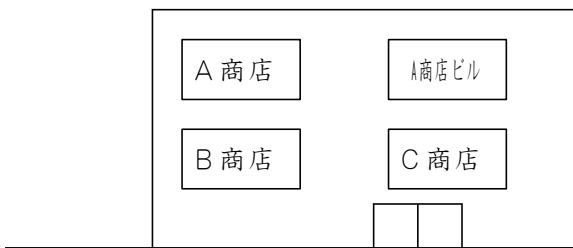
なお、表示面積は、広告が裏面にもあれば、裏面を含んだ合計値となる。

(例3) 下図のような野立広告物が連続して設置されている。



規則に基づく規定はないが屋外広告物の定義から、4面で一つの概念を表示しており、4基の合計表示面積 24 m^2 が野立広告物の表示面積になる。

●壁面広告物の表示面積の例



A～C商店の広告物は自家用広告物である。

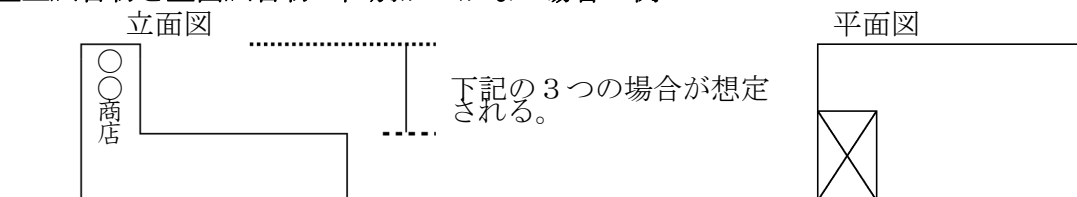
それぞれの広告物の表示面積は 2.5 m^2 である。

A商店の2枚の壁面広告物は関連性があるため表示面積は 5.0 m^2 となる。

B・C商店の壁面広告物は、それぞれに関連性がないので表示面積は 2.5 m^2 である。

ただし、壁面広告物の合計面積は、建物利用広告物の総量規制の基準を越えることはできない。

●屋上広告物と壁面広告物の区別がつかない場合の例



・ 広告物を表示する部分がどのように建築確認されるかにより区別する。

①建築物の屋上階段や設備等(2階でないこと)の壁面を利用している場合・・・屋上広告物として取り扱う。

②工作物(4m以上は建築確認申請が必要)の場合・・・上記と同じように屋上広告物として取り扱う。

③建築物の2階部分である場合・・・2階の壁面広告物として取り扱う。

3) 地域区分による規制

徳島県屋外広告物条例では、規制の対象となる地域として、禁止地域と許可地域を定めている。

(1) 禁止地域

禁止地域は、県土の貴重な自然環境と景観を保全する地域で、下表の地域が対象となっている。この地域は、基本的には一部の自家用広告物等しか設置できない地域である。

表1－禁止地域一覧表

区 分	対 象 地 域
禁 止 地 域	1. 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、風致地区、伝統的建造物群保存地区 2. 文化財保護法及び文化財の保護に関する条例で指定された建造物及びその周囲 3. 森林法による保安林 4. 自然環境保全法による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域。自然環境保全条例による自然環境保全地域 5. 自然公園法による国立公園、国定公園。徳島県立自然公園条例による徳島県立自然公園区域 6. 都市公園法による都市公園 7. 国又は県の管理する河川区域 8. 一般国道の一部、県道の一部及び鉄道（施行規則第2条 別表第1を参照） このうち、道路の沿道及び鉄道の沿線の両外側100mの指定は以下のとおりである。 ① 四国縦貫自動車道、四国横断自動車道（道路予定区域を含む。）及び本州四国連絡道路（国道28号）から展望することができる当該路線又は当該道路予定区域の両外側100m以内の区域 ② 一般国道11号（鳴門市北灘町亀浦港榊木線の分岐点から香川県境までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の地域 ③ 一般国道32号（三好市山城町祖谷口橋西詰から高知県境までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 ④ 四国旅客鉄道株式会社の高徳線（板野駅から香川県境までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内区域

表2－禁止地域内で許可を受けることのできる一部の自家用広告物等の基準

広告物等の種類		区 分	禁 止 地 域
建物 利用 広告物	① 屋 上 広 告 物	高 さ	5m以下又は当該建築物の高さの3分の1以下
		表示面積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下
		そ の 他	建物等の壁面の延長面から突き出さないこと
	②突き出し 広告物又は 壁面広告物	表示面積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下
		そ の 他	突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと 壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと
	総表示面積（①＋②）		50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下
独立 広告物	敷 地 内 広 告 物	高 さ	7m以下
		表示面積	30㎡以下

(2) 許可地域

徳島県では、許可地域を6つの地域に区分し、それぞれの地域で広告物の種類毎に許可基準を設け、地域に応じた規制を行っている。

詳細は次頁の表1、2、3を参照のこと。なお、禁止地域が重なった場合は、禁止地域が優先される。

① 特別指定地域

禁止地域の周辺で禁止地域と一体となる自然環境及び住環境の保全が必要な地域を指定している。

道路では、県道徳島空港線、県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）、県道西祖谷山山城線（旧祖谷溪有料道路）の沿道100mが指定されている。

② 幹線指定地域

県土を貫く大動脈である広域幹線道路の沿道を指定している。

四国縦貫自動車道、四国横断自動車道（道路予定区域を含む。）及び本州四国連絡道路（一般国道28号）の沿道500m、一般国道11、55号（徳島南バイパスから阿南バイパス区間に限る。道路予定区域を含む。）の沿道100mが指定されている。

③ 沿道指定地域

広域幹線道路に次いで県内の重要な幹線道路であり、幹線指定地域の道路に結節する道路の沿道を指定している。

一般国道11、28、32、55、192、193、318、438号の沿道100mが指定されている。

④ 生活系地域

主として住宅系用途を中心とした街並み景観との調和が必要な地域を指定している。

特別指定地域、幹線指定地域、沿道指定地域及び商工業系地域を除く都市計画区域内の地域が指定されている。

⑤ 商工業系地域

産業活動の活発な地域や広告物の提出が多い地域で、都市景観との調和が必要な地域を指定している。

都市計画区域内の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域が指定されている。

⑥ 沿道地域

県内の一般国道及び県道の沿道100mが指定されている。

※ 地域が重なった場合は、特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域、沿道指定地域、生活系地域、沿道地域の順で優先させ、優先させた地域については当該地域から除く。

表 1－許可地域一覧表

地域区分	対 象 地 域
特別指定 地 域	1. 県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 2. 県道徳島空港線から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 3. 県道西祖谷山山城線（旧祖谷溪有料道路）から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 4. 瀬戸内海国立公園の隣接地域のうち知事の指定する区域。
幹線指定 地 域	1. 四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道（道路予定区域を含む。）から展望することができる当該路線又は当該道路予定区域の両外側500m以内の区域 2. 本州四国連絡道路から展望することができる当該路線の両外側500m以内の区域 3. 一般国道11号（鳴門 IC から吉野川までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 4. 一般国道55号（徳島南バイパス及び阿南バイパスの区間に限る。道路予定区域を含む。）から展望することができる当該路線又は当該道路予定区域の両外側100m以内の区域
沿道指定 地 域	1. 一般国道11号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 2. 一般国道28号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 3. 一般国道32号（香川県境から三好市山城町祖谷口橋西詰交差点までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の100m以内の区域 4. 一般国道55号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 5. 一般国道192号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 6. 一般国道193号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 7. 一般国道318号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 8. 一般国道438号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域
生 活 系 地 域	1. 都市計画区域（商工業系地域等、他の地域を除く）
商工業系 地 域	1. 近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域
沿 道 地 域	1. 一般国道及び県道から展望することができる当該路線の両外側 100 m以内の区域

なお、禁止地域は、許可地域より優先され、許可地域から除くものとする。

また、地域が重なった場合は、特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域、沿道指定地域、生活系地域、沿道地域の順で優先となる。

備考 1. この表において「都市計画区域」とは、都市計画法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域をいう。

2. この表における「近隣商業地域」、「商業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規程により定められた近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

表2－許可地域内で許可を受けることのできる基準

種 類		区 分	特 別 指 定 地 域	幹 線 指 定 地 域	沿 道 指 定 地 域	生活系地域	商 工 業 系 地 域	沿 道 地 域
建 物 利 用 広 告 物	屋 上 広 告 物	高 さ	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下
		表 示 積	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の2/10 以下	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の3/10 以下	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の5/10 以下	
		その他	建物等の壁面の延長面から突き出さないこと					
	突き出し 広告物又は 壁面広告物	表 示 積	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の2/10 以下	50m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の3/10 以下	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50 m ² 以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の5/10 以下	
		その他	突き出し広告物については、当該建物等の壁面の上端から突き出さないこと 壁面広告物については、当該建物等の壁面の上端及び側端から突き出さないこと					
独 立 広 告 物	敷地内 広告物	高 さ	7 m以下	10m以下	12m以下	12m以下	15m以下	12m以下
		表 示 積	30m ² 以下	30m ² 以下	40m ² 以下	40m ² 以下	50m ² 以下	
	野立て 広告物	高 さ	禁 止	禁 止	10m以下	10m以下	10m以下	12m以下
		表 示 積	禁 止	禁 止	20m ² 以下	30m ² 以下	30m ² 以下	

注) 上表とは別に、禁止地域内で許可を受けることができる一部の自家用広告物等についても、許可の基準が定められている。

表3－建物利用広告物の総表示面積の規制の基準（総量規制の許可基準）

区 域		総 表 示 面 積 の 許 可 基 準
禁止地域		広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。
許 可 地 域	特別指定 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。
	幹線指定 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の3以下であること。
	沿道指定 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	生 活 系 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	商工業系 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の5以下であること。
沿道地域		

4) 適用除外

(1) 適用除外

屋外広告物は、多様な種類があり、社会生活の中に欠くことのできない日常的な習慣や祭礼、各種の行事等に利用されているものがある。

そこで、徳島県では屋外広告物の規制の中で、「適用除外」の規定をもうけ、規制の対象としない「一定の広告物等の範囲」を定めている。この「一定の広告物等の範囲」は、下表のとおりである。

例えば、「法令の規定により表示し、又は設置するもの」は、禁止地域、禁止物件及び許可地域に許可を受けずに表示することができる。

なお、適用除外されている広告物等についても、3年に1度程度は保守点検を行う等し、破損、倒壊又は落下等の恐れが無いようにしなければならない。

表1－適用除外一覧表（○印は全部適用除外となる。●印は一部適用除外で、表示面積や高さ等の制限がある。）

区分	適用除外される広告物等の範囲		例	適用除外の対象		
				禁止地域	禁止物件	許可地域
目的による除外	①	法令の規定により表示し、又は設置するもの	道路標識、建築確認の表示等	○	○	○
	②	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの	交通安全標語等	○	○	○
	③	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件	選挙ポスター、立札等	○	○	○
	④	公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示する広告物等	公園のベンチ、彫刻等	●	●	●
	⑤	自家用広告物等（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業等の内容を表示するために、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置するもの）	表札、○○商店、○△販売会社等	●		●
	⑥	管理用広告物等（自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの）	危険につき立ち入り禁止、○○会社所有地等	●	○	●
	⑦	臨時的、仮設的又は慣習的なもの (1)冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に表示し、又は設置するもの (2)講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示し、又は設置するもの (3)その他臨時的、仮設的又は慣習的なもの	○○コンサート、△△会場、○○神社祭礼、△△家→ 等	○		○
	⑧	道標、案内図板等（道標、案内図板その他公共的目的をもって、又は公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等）	公共(観光)案内図板等	●		●
種類による除外	⑨	野立ての広告物等（建物敷地外に設置される広告塔、広告板で他の広告物の種類に該当しないもの）	○○商店、△△病院等			●
	⑩	はり紙、立て看板等、横断幕等 (1)はり札等 (2)広告旗 (3)広告幕 (4)電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示し、又は設置するもの (5)車輻、船舶等に表示し、又は設置するもの (6)アーチ (7)アドバルーン				○

(2) 一部適用除外の内容

一部適用除外される広告物等の表示面積や高さ等の制限内容は、下表の基準のとおりである。

なお、この基準以上の広告物は、該当する禁止地域や許可地域の許可基準に基づき許可を受ける必要がある。

表 2 一部適用除外の制限の基準（適用除外一覧表の●印箇所の制限の内容）

	適用除外される広告物等の範囲		表示面積等の制限の基準
④	公益上必要な施設、物件に寄贈名等を表示する広告物等		表示面積が公益上必要な施設又は物件の表示面積の10分の1以下（禁止地域、禁止物件、許可地域とも同じ）
⑤	自家用広告物等	突き出し広告物又は壁面広告物等	表示面積が30㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
		屋上広告物	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が30㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
		敷地内広告物	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が20㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
⑥	管理用広告物等		高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が10㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
⑧	道標、案内図板等		高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が5㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
⑨	野立ての広告物等		高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が10㎡以下のもの

5) 屋外広告物の許可手続き

屋外広告物の許可の申請は、下表の管轄区域に該当する県土整備事務所又は権限移譲を受けた市町へ提出する。

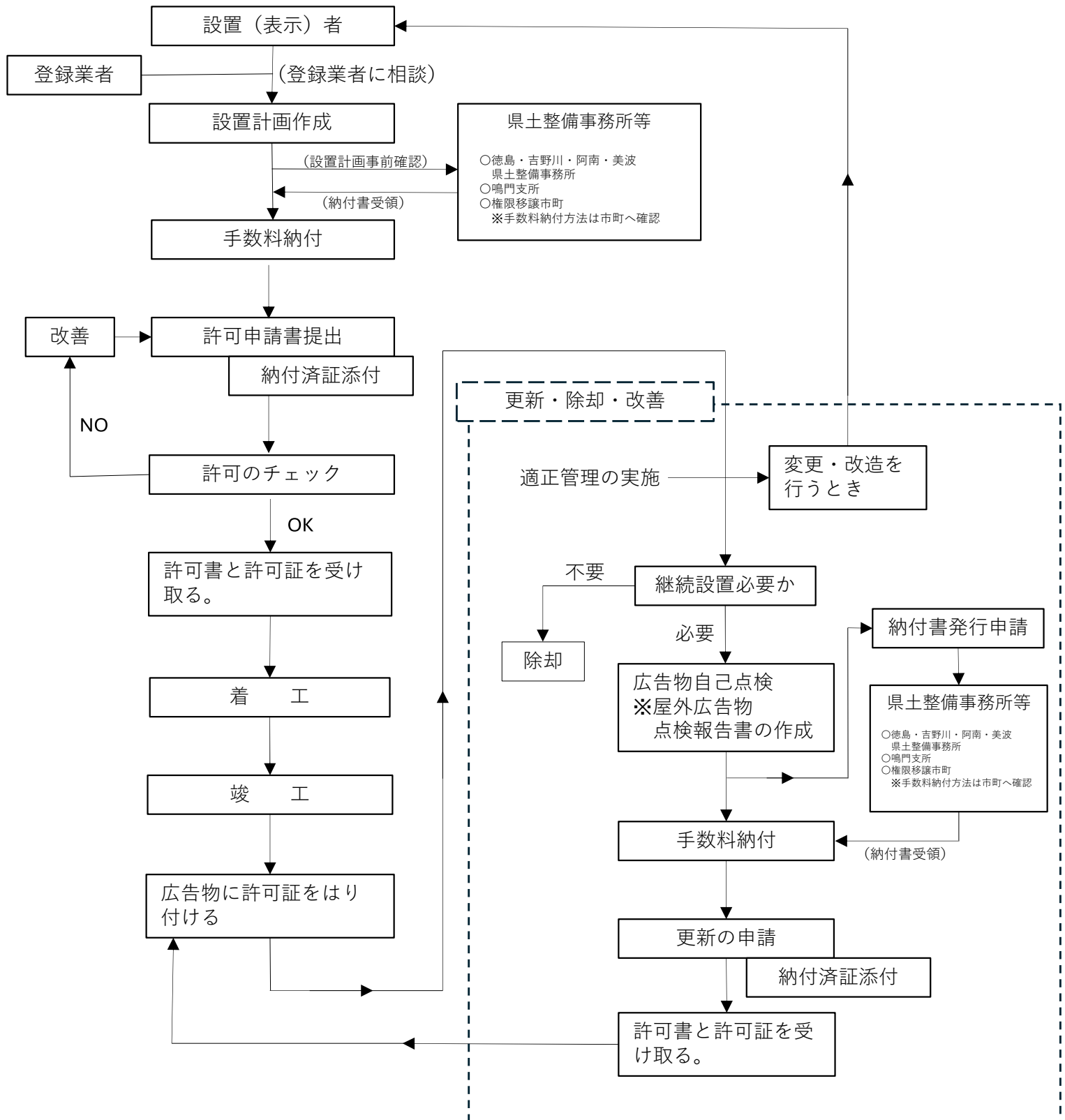
- 許可申請書を提出する際には、必要書類を添付すること。また占用許可や工作物など他の法令に関係する屋外広告物である場合は、関連する法令の確認等が必要である。
- 許可申請にあたっては、表1及び表2に示す許可手数料を納付するものとし、徳島県が管轄する区域については、徳島県納付書等による納付、権限移譲市町については、各市町が指定する方法により納付すること。
- 許可を受けた者は、許可書とともに交付する許可証(ステッカー)を当該広告物に貼りつけること。
- 許可期間は、原則1年以内であるが、堅ろうな広告物等(鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔等)については、3年以内となっており、許可期間を超えて広告物等を設置する場合は、更新申請書を提出する必要がある。(注:更新申請の有無にかかわらず、3年程度で広告物の自己点検を行い、安全性を確保するように努めること。)
- 許可を受けた広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、広告物等の面積若しくは高さに変更を加えない、又は当該許可の条件に反しない程度の通常必要と認められる修繕、補強又は塗り替え等の軽微な変更又は改造については、変更許可を受けなくても良い。

表一屋外広告事務担当一覧

名 称		住 所	管 轄 区 域
徳島県	徳島県土整備事務所	〒770-0865 徳島市南末広町6-36 電話 088-653-8838	徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町 佐那河内村・神山町・北島町
	徳島県土整備事務所 鳴門支所	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128 鳴門合同庁舎 電話 088-684-4584	鳴門市・松茂町・板野町
	吉野川県土整備 事務所	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 吉野川合同庁舎 電話 0883-26-3746	吉野川市・阿波市・石井町・上板町
	阿南県土整備事務所	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 阿南庁舎 電話 0884-24-4236	阿南市
	美波県土整備事務所	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 美波庁舎 電話 0884-74-7462	美波町・牟岐町
権限移譲市町	美馬市	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 美馬市役所 環境課 電話 0883-52-8020	美馬市
	三好市	〒778-8501 三好市池田町マチ2145-1 三好市役所 管理課 電話 0883-72-7681	三好市
	那賀町	〒771-5295 那賀郡那賀町和喰郷字南川104-1 那賀町役場 建設課 電話 0884-62-1167	那賀町
	海陽町	〒775-0295 海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町役場 建設防災課 電話 0884-73-4159	海陽町
	藍住町	〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町役場 建設産業課 電話 088-637-3122	藍住町
	つるぎ町	〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町役場 建設課 電話 0883-62-3115	つるぎ町
	東みよし町	〒779-4795 三好郡東みよし町加茂3360 東みよし町役場 建設課 電話 0883-79-5342	東みよし町

徳島県 県土整備部 都市計画課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2568

図－屋外広告物許可の手続き



注：高さが4 mを超える広告物等の場合は、別に工作物の建築の確認申請が必要

6) 許可手数料一覧表

表1－許可手数料

		表 示 面 積	単位	金 額
建物 利用 広告物	壁面利用広告物 (壁 面 広 告 物) 又は 突き出し広告物	30㎡を超えるもの	1 件	1,000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに500円を 加算した金額
	屋上利用広告物 (屋上広告物)	30㎡以下のもの	1 件	2,000円
		30㎡を超えるもの	1 件	2,000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに1,000円 を加算した金額
独 立 広 告 物 (敷地内広告物、 野立ての広告物)		10㎡以下のもの	1 件	2,000円
		10㎡を超えるもの	1 件	2,000円に10㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに2,000円 を加算した金額
堅ろうな広告物等		上記の手数料の額に百分の三百を乗じて得た額とする。		

表2－早見表

表示面積 (㎡)	壁面利用広告物 (円)		屋上利用広告物 (円)		独立広告物 (円)	
	1 年	堅ろうな広告物等	1 年	堅ろうな広告物等	1 年	堅ろうな広告物等
～10			2,000	6,000	2,000	6,000
10～20			2,000	6,000	4,000	12,000
20～30			2,000	6,000	6,000	18,000
30～40	1,500	4,500	3,000	9,000	8,000	24,000
40～50	2,000	6,000	4,000	12,000	10,000	30,000
50～60	2,500	7,500	5,000	15,000	12,000	36,000
60～70	3,000	9,000	6,000	18,000	14,000	42,000
70～80	3,500	10,500	7,000	21,000	16,000	48,000
80～90	4,000	12,000	8,000	24,000	18,000	54,000
90～100	4,500	13,500	9,000	27,000	20,000	60,000
140～150	7,000	21,000	14,000	42,000	30,000	90,000
190～200	9,500	28,500	19,000	57,000	40,000	120,000
290～300	14,500	43,500	29,000	87,000	60,000	180,000
490～500	24,500	73,500	49,000	147,000	100,000	300,000

注：堅ろうな広告物等とは、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔等。

7) 許可基準一覧表

禁 止 地 域	対 象	(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区 (2) 文化財保護法及び文化財の保護に関する条例で指定された建造物及びその周囲 (3) 森林法による保安林 (4) 自然環境保全法による厚生自然環境保全地域、自然環境保全地域。自然環境保全条例による自然環境保全地域 (5) 自然公園法による国立公園、国定公園。徳島県立自然公園条例による徳島県立自然公園区域 (6) 都市公園法による都市公園 (7) 国又は県の管理する河川区域 (8) 一般国道の一部、県道の一部及び鉄道（このうち沿道及び沿線両外側100mの指定は以下のとおり。） ・四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路（国道28号） ・一般国道11号（鳴門市北灘町亀浦港櫛木線の分岐点から香川県境まで） ・一般国道32号（三好市山城町祖谷口橋西詰から高知県境まで） ・四国旅客鉄道株式会社の高徳線（板野駅から香川県境まで）									
		許 可 基 準	自家用 広告物 等	屋上広告物	1. 高さ5m以下又は建物の高さの1/3以下 2. 表示面積は50㎡以下又は総壁面積の2/10以下 3. 建築物等の壁面の延長面から突き出さないこと			1. 表示面積は50㎡以下又は総壁面積の2/10以下 2. 突き出し広告物は建物の上端から突き出さないこと 3. 壁面広告は壁面の上端及び側面から突き出さないこと			
			突き出し 又は壁面 広告物	1. 表示面積は50㎡以下又は総壁面積の2/10以下 2. 突き出し広告は建物の上端から突き出さないこと 3. 壁面広告は壁面の上端及び側面から突き出さないこと							
許 可 地 域	対 象	特別指定地域		1. 以下に掲げる道路の両外側100m以内の区域 ・県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン） ・県道西祖谷山山城線（旧祖谷溪有料道路） ・県道徳島空港線							
		幹線指定地域		1. 四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道の両外側500m以内の区域 2. 本州四国連絡道路（国道28号）の両外側500m以内の区域 3. 一般国道11号（鳴門 IC - 吉野川）の両外側100m以内の地域 4. 一般国道55号（徳島南バイパス、阿南バイパス）の両外側100m以内の地域							
		沿道指定地域		以下に掲げる道路の両外側100m以内の区域。 1. 一般国道11号（禁止地域及び幹線指定地域を除く。） 2. 一般国道28号（禁止地域及び幹線指定地域を除く。） 3. 一般国道32号（禁止地域を除く。） 4. 一般国道55号（幹線指定地域を除く。） 5. 一般国道192号 6. 一般国道193号（香川県境～192号の接続まで） 7. 一般国道318号（香川県境～192号の接続まで） 8. 一般国道438号（香川県境～192号の接続まで）							
		生活系地域		1. 都市計画区域内（商工業系地域等、他の地域を除く。）							
		商工業系地域		1. 商業地域、近隣商業地域、工業地域、工業専用地域							
		沿道地域		1. 一般国道及び県道の両外側100m以内の区域							
		地 域 基 準	許 可 基 準	屋上 広告物	高さ	5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下					
					面積	50㎡以下又は建築物の総壁面積の					
						2/10以下	3/10以下	4/10以下	4/10以下	5/10以下	――
				他	建築物（屋上構造物を除く）の壁面から突き出さないこと						
壁面・ 突出	面積			50㎡以下又は建築物の総壁面積の							
	2/10以下			3/10以下	4/10以下	4/10以下	5/10以下	――			
	他			建築物の上端から突き出さないこと。壁面の上端及び側端から突き出さないこと。							
敷地内 野立	高さ			7m以下	10m以下	12m以下		15m以下	12m以下		
	面積	30㎡以下		40㎡以下		50㎡以下	――				
	高さ	禁止	禁止	10m以下			12m以下				
	面積	禁止	禁止	20㎡以下	30㎡以下		――				
準	建物利 用総表 示面積 規制	50㎡以下又は 建築物の総壁 面積の2/10以 下	50㎡以下又は 建築物の総壁 面積の3/10以 下	50㎡以下又は 建築物の総壁 面積の4/10以 下	50㎡以下又は 建築物の総壁 面積の4/10以 下	50㎡以下又は 建築物の総壁 面積の5/10以 下	――				

●一覧表は各基準の概要のため、詳細については、それぞれの基準についての記載箇所、説明内容を参照すること。
 注：許可地域の区分のうち地域が重なる場合の優先順位は、以下のとおりとする。

1 特別指定地域、2 商工業系地域、3 幹線指定地域、4 沿道指定地域、5 生活系地域、6 沿道地域

3. 屋外広告物の例示

1) 種 類

許可基準の対象になる屋外広告物は、大きく分けると建物利用広告物と独立広告物の2種類であり、具体的には、屋上広告物、壁面広告物、突き出し広告物、敷地内広告物、野立ての広告物の5種類である。

なお、簡易広告物等は、許可対象にしていない。

○建物利用広告物 ————— 屋上広告物、壁面広告物、突き出し広告物

○独立広告物 ————— 敷地内広告物、野立ての広告物

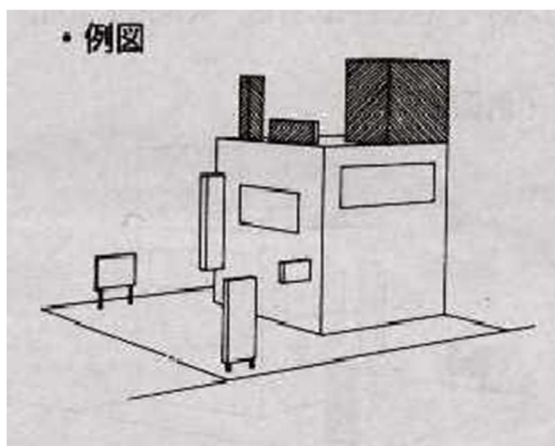
(1) 建物利用広告物

建物に付属して設置される建物利用広告物には、屋上を利用する広告物、壁面等を利用する広告物がある。建物の敷地内に設置される敷地内広告塔、敷地内広告板等は含めていない。

① 屋上広告物（屋上利用広告物）

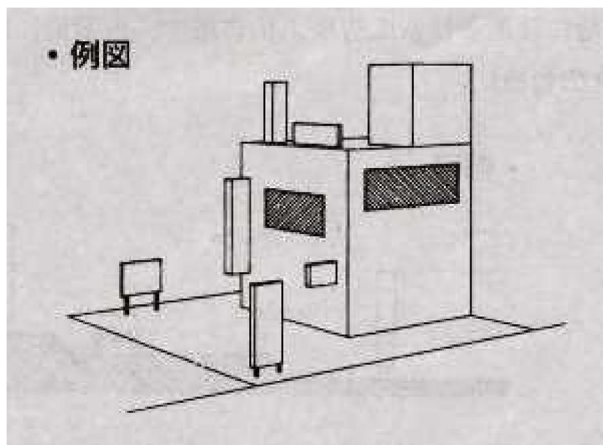
建物の屋上や庇の上に、又は屋上の工作物に取り付けられるものをいう。屋上の階段室、昇降機塔その他これらに類する物（階数に算定されないもの）の壁面に表示されるものを含む。

（屋上広告板、屋上広告塔等）



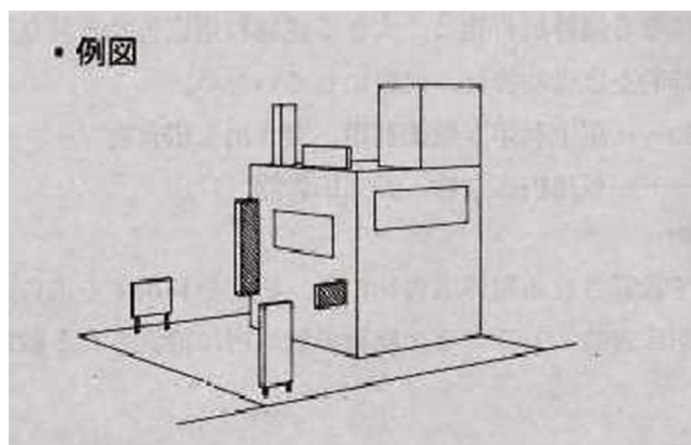
② 壁面広告物（壁面利用広告物）

建物その他の工作物の壁面に塗り書きし、又は取り付けられたものをいう。（塗り書きサイン、浮き出しサイン、電光表示板、壁面広告板等）



③ 突き出し広告（壁面利用広告物）

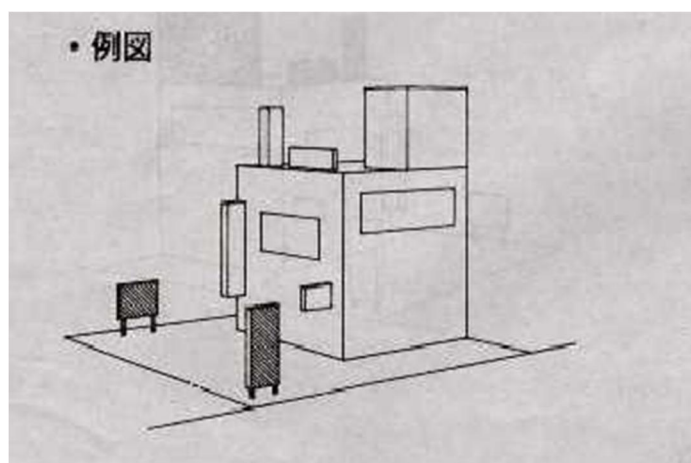
建物の壁面から突き出して取り付けられるものをいう。（突き出し広告板等）



(2) 独立広告物

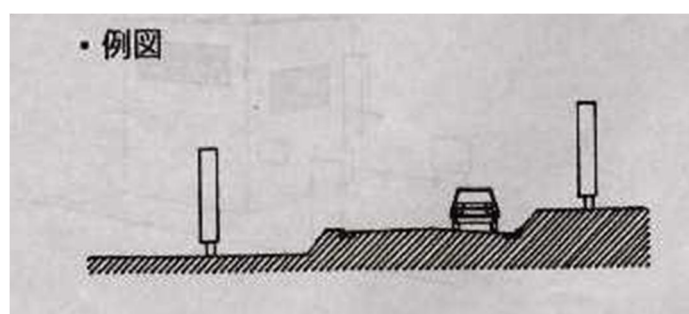
① 敷地内広告物

事業所等の敷地（事業所等の敷地と一団となっている土地を含む。）内に設置されている広告物で、自家用広告物等に限る。（敷地内広告塔、敷地内広告板、サインポール等）



② 野立ての広告物（野立広告物）

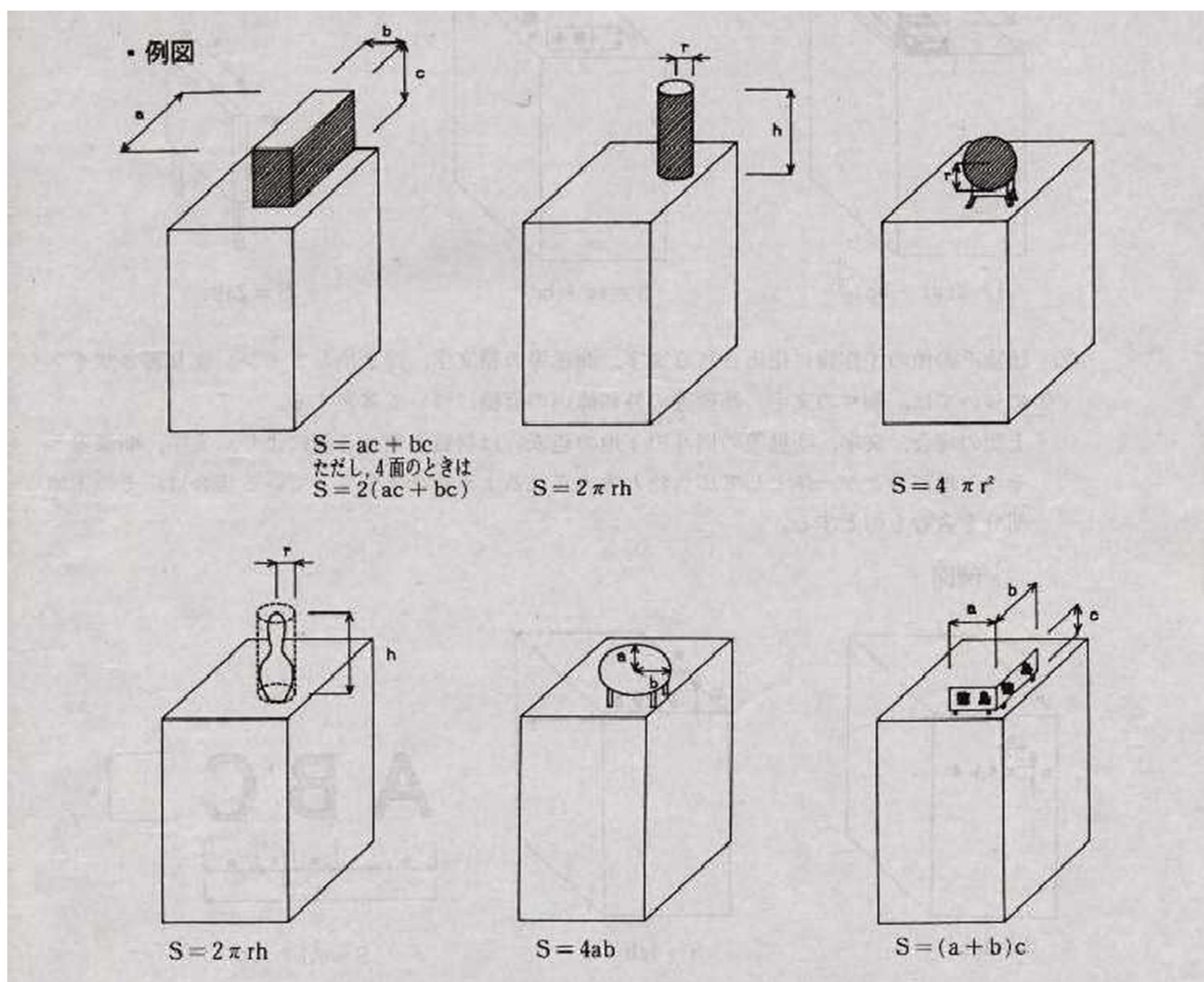
事業所等の敷地外の土地（田畑や他人の土地等）に設置される広告物を言う。（野立広告塔、野立広告板等）

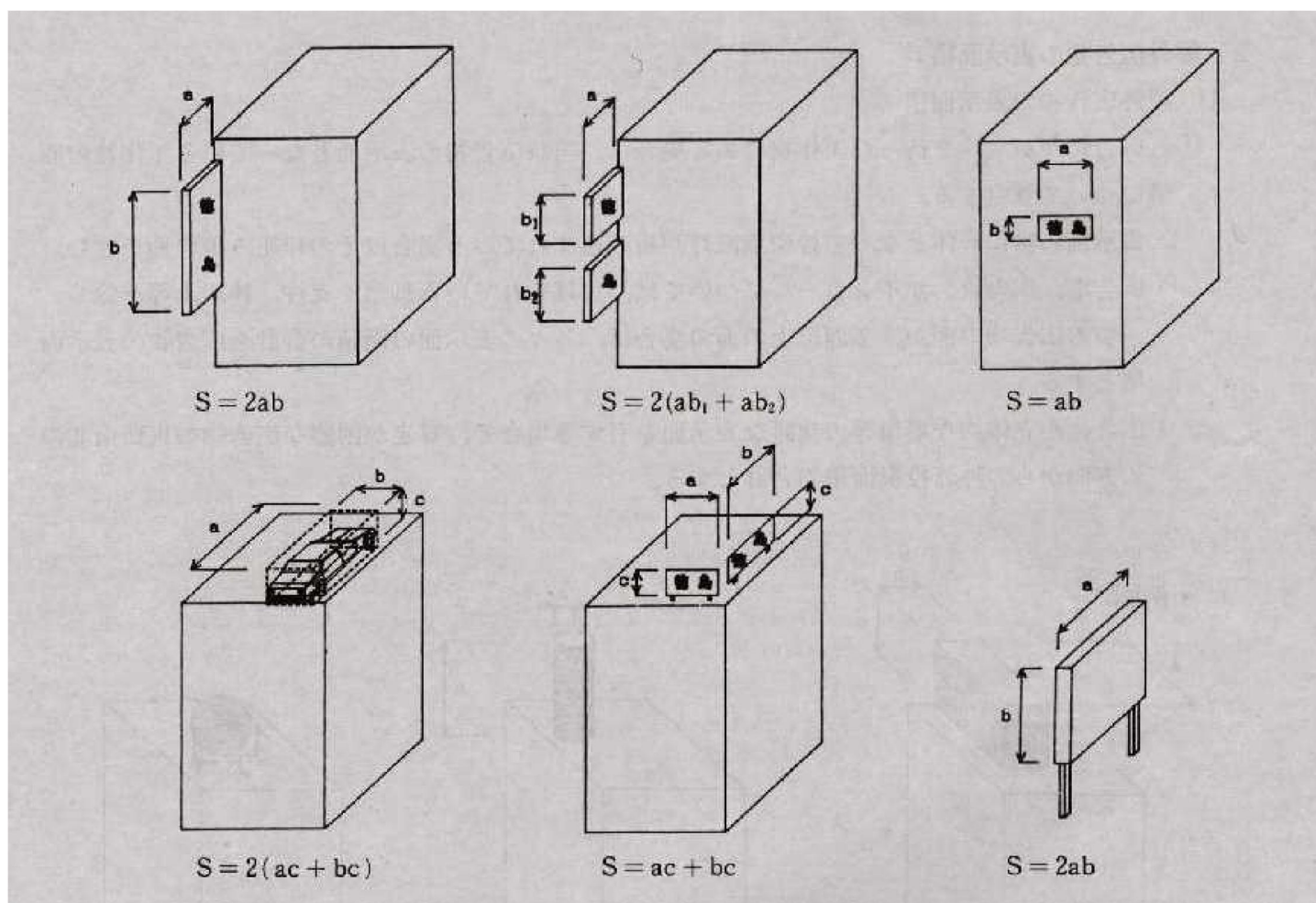


2) 表示面積

(1) 広告物が独立性を持った工作物である場合は、当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。

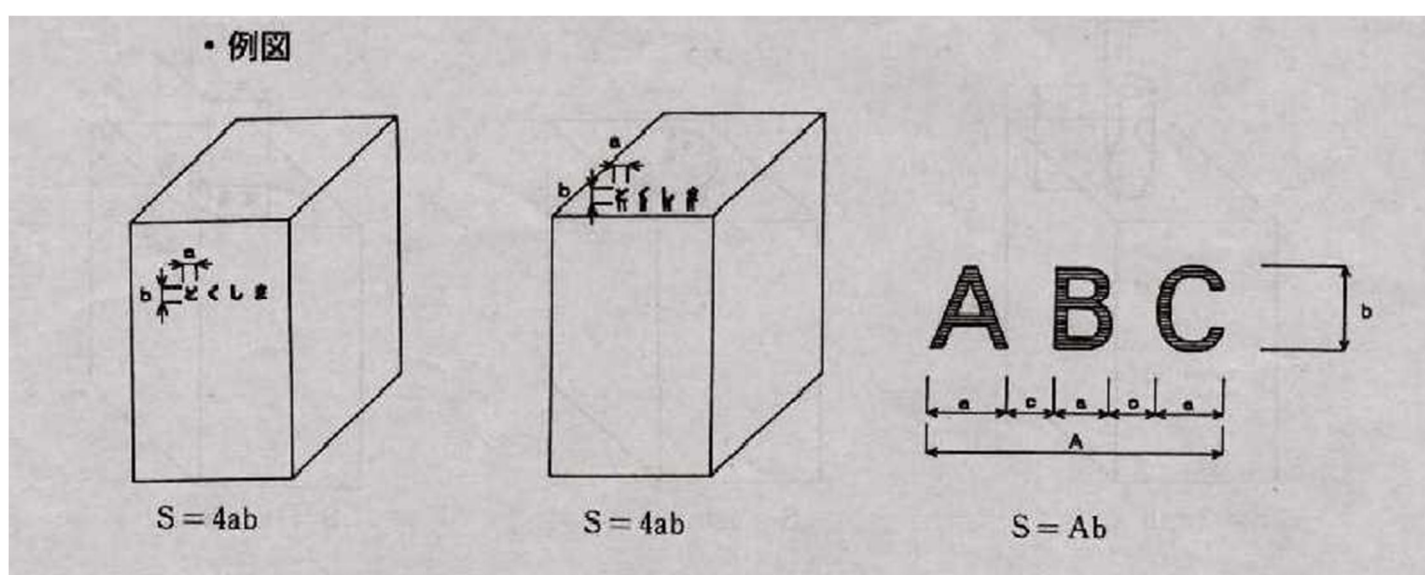
- ア) 表示面の縁に一体となって枠や点滅灯が組み込まれている場合は、その枠組み等の面を含む。
- イ) 広告塔、広告板、サインポールについては、付けられている脚台、支柱、枠組み等を除く。
- ウ) 一つの広告物の面が、2面以上の面の場合は、各々の表示面の面積の合計を広告物の表示面積とする。
- エ) 広告物が立体的な彫像等の複雑な表示面を有する場合で、算定が困難な広告物の東西南北の4方向からの外郭投影面積の合計とする。





(2) 建物その他の工作物に掲出される文字、商標等の箱文字、浮き出しサイン、塗り書きサイン等については、個々の文字、商標等の外郭線内の面積について算定する。

ただし、上記の場合で、文字、商標等の周りの下地の色或いは材質を変える等により、文字、商標等とその下地部分とが一体として広告物と考えられるような効果を与えている場合は、その下地部分を含むものとする。



3) 高 さ

(1) 独立広告物（敷地内広告物、野立広告物）

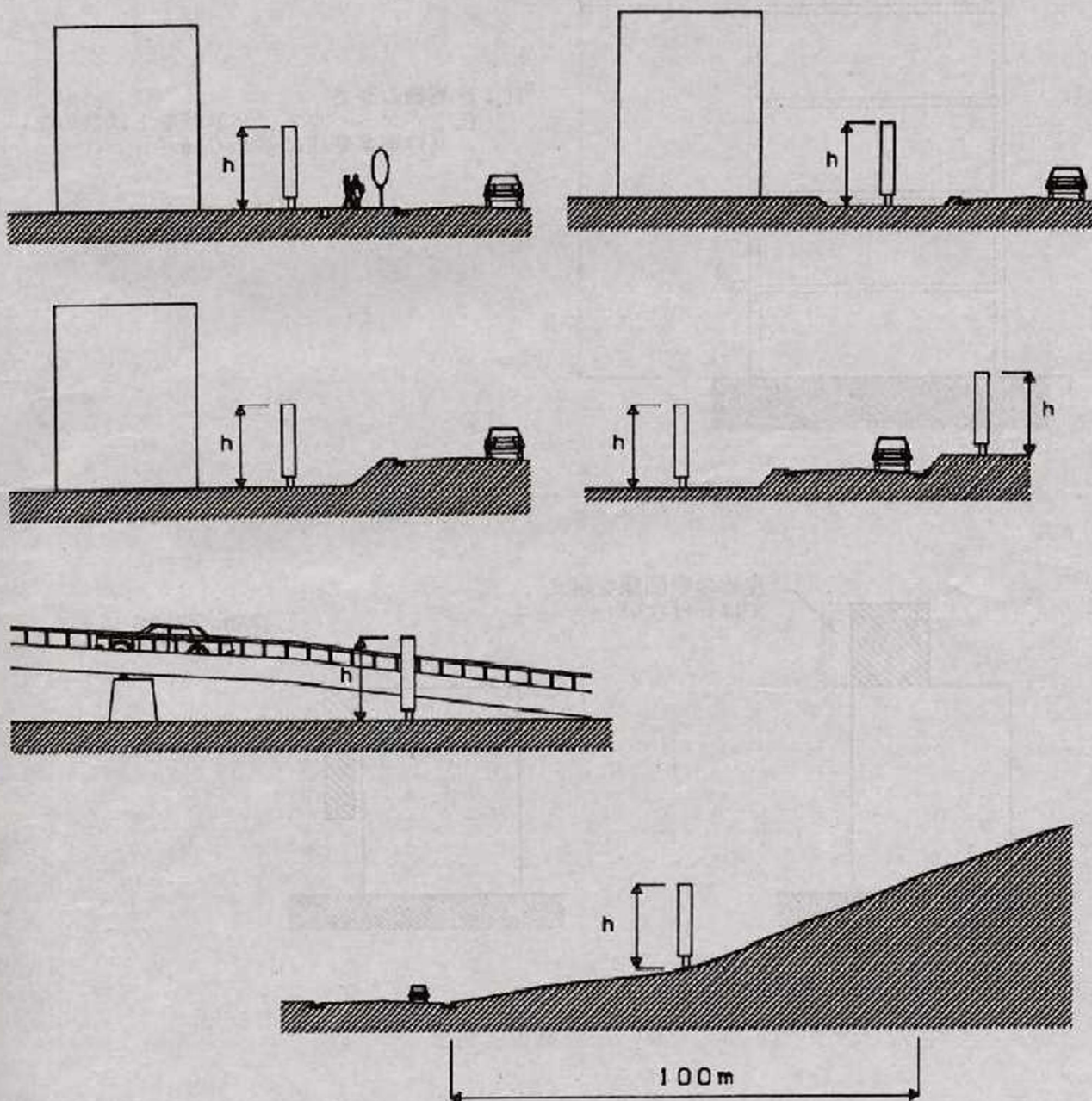
① 敷地内広告物：敷地面

注／部分的な盛土の上であっても敷地面とする。

② 野立広告物：広告物が立地しているG L或いは道路面

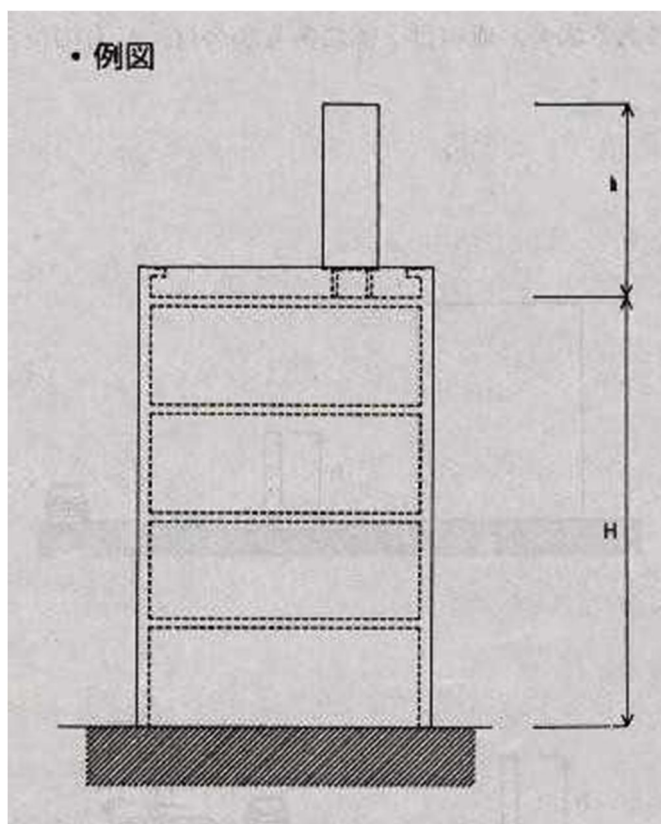
注／G Lが道路面より下部にある場合、或いは上部にある場合は、G Lの位置とする。

・例図



(2) 建物利用広告物（屋上広告物、壁面広告物）

屋上広告物は、建物等（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面から突き出さないこと。突き出し広告物については、その上端が当該建物等の壁面の上端から突き出さないこと。壁面広告物については、当該建物等の壁面の上端および側端から突き出さないこと。

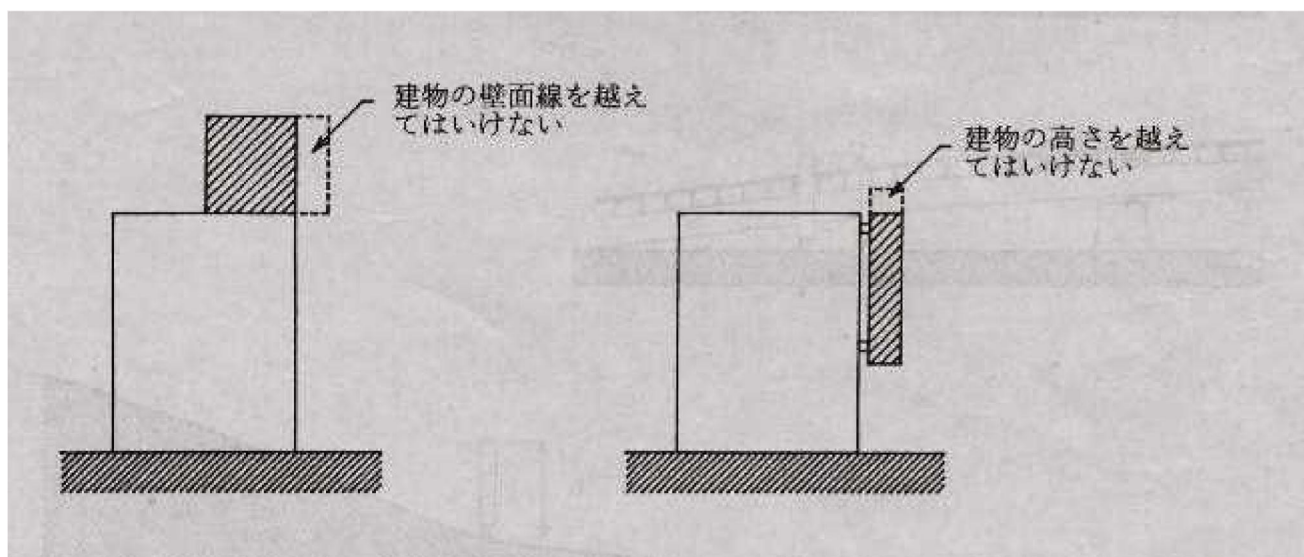


h：広告物の高さ

注：ペントハウス上部に設置する場合は、
ペントハウスの高さを含める。

H：建築物の高さ

注：ペントハウス、パラペットは含めない。
(建築基準に基づく高さ)



4) 総表示面積の規制（総量規制）

屋外広告物のうち建物利用広告物（屋上利用広告物、壁面広告物、突出し広告物など）の総表示面積を規制している。この総表示面積は、当該建築物の壁面の面積に応じて許可基準を定めており、基準を超えて表示することはできない。

・算定方法

○ 建物利用広告物の総表示面積

$$S = (S_1 + S_2) \begin{cases} 50\text{m}^2\text{以下又は} \\ W \times (2/10 \sim 5/10) \end{cases}$$

S_1 : 屋上広告物の表示面積

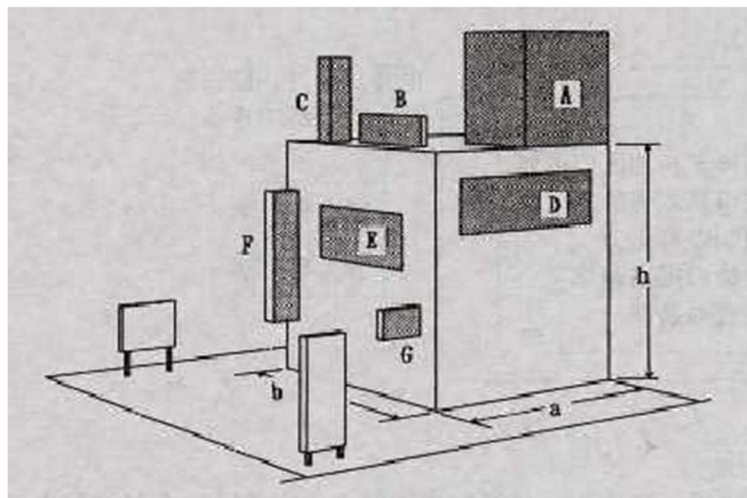
$$A + B + C$$

S_2 : 壁面広告物の表示面積

$$D + E + F + G$$

W : 建物の総壁面積 $(2a + 2b) \times h$

注：敷地内広告物は対象にしていない。



表一 建物利用広告物の総表示面積の規制の基準（総量規制の許可基準）

区 域		総 表 示 面 積 の 許 可 基 準
禁 止 地 域		広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。
許 可 地 域	特別指定地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。
	幹線指定地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の3以下であること。
	沿道指定地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	生活系地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	商工業系地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の5以下であること。
沿 道 地 域		

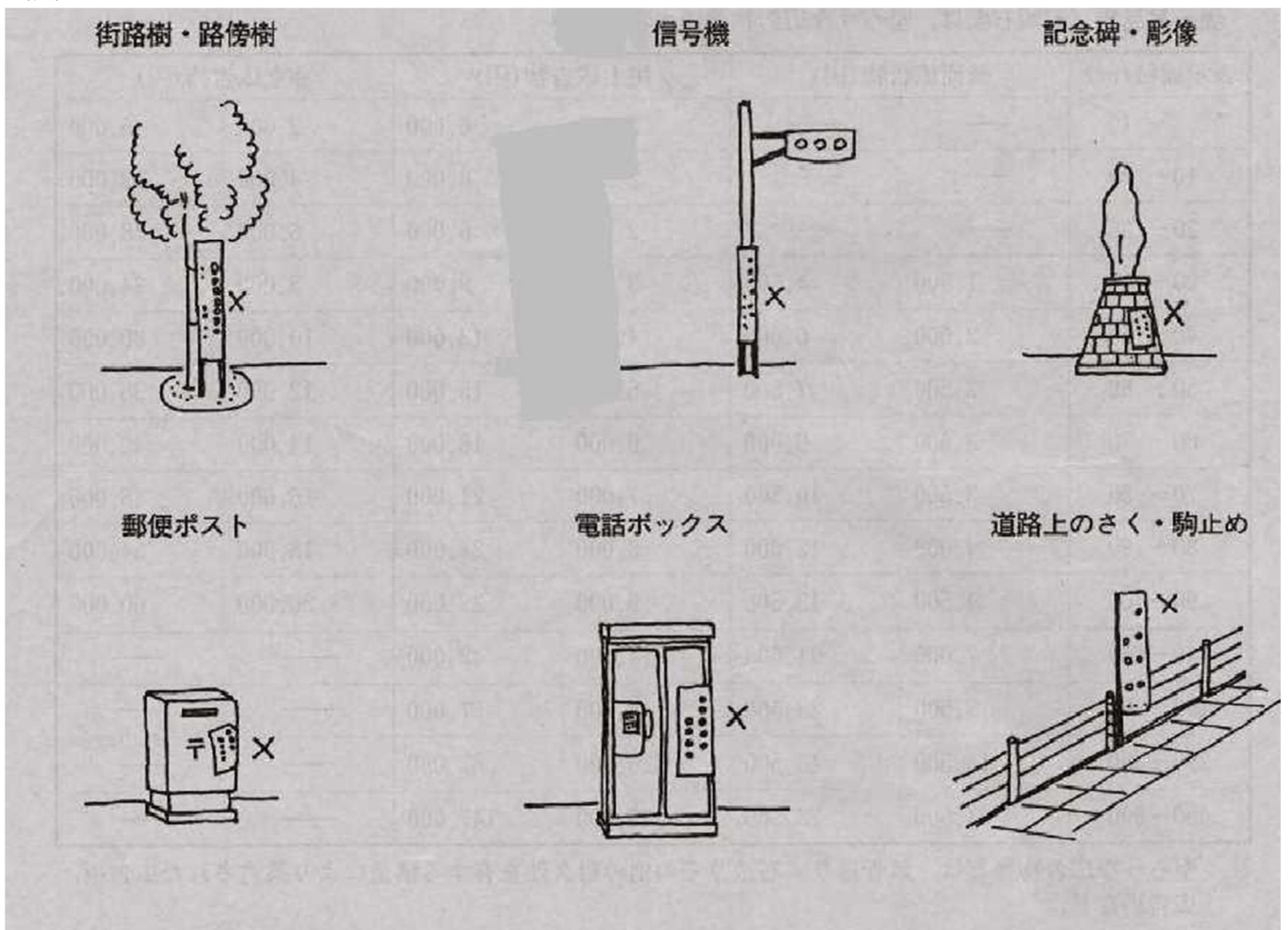
4. 禁止物件

次に掲げる物件は、県内全域において屋外広告物を表示・設置することはできない。ただし、条例第7条（適用除外）に該当する屋外広告物は、禁止物件に表示・設置することができる場合がある。

禁止物件

- ① 橋、トンネル、高架構造物および分離帯
- ② 街路樹及び路傍樹
- ③ 信号、道路標識、歩道さくその他これらに類するもの
注：その他これらに類するものの例
・路上信号制御機、道路情報管理施設、カーブミラー、駒止めの類、里程標の類、パーキングメーター、パーキングチケット発給設備など
- ④ 公衆電話ボックス、郵便ポスト及び信書便差出箱
- ⑤ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑥ 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑦ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第29条第1項の規定により指定された景観重要樹木（ただし、景観計画に屋外広告物の表示・設置に関する事項が定められた場合、当該景観計画を策定した景観行政団体の屋外広告物の条例は、当該景観計画に則する必要があるため、当該景観計画を策定した景観行政団体は、徳島県屋外広告物条例の許可基準に対して調整を行う必要がある。）
- ⑧ 特に美観風致の維持に必要なもので規則に定める物件

(例)



5. 禁止広告物

次に掲げる広告物等は、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する」観点から、県内全域において屋外広告物を表示・設置することが禁止されている。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの

なお、県内全域が対象となる地域であるため、禁止地域（第4条）、許可地域（第6条）及びそれ以外の地域においても、また、禁止物件（第5条）についても上記に該当する広告物等の表示・設置は禁止されている。

6. 屋外広告業

1) 屋外広告業の登録制度の概要

徳島県では、屋外広告物法の一部改正に伴い、徳島県屋外広告物条例の一部を改正し、届出制度を廃止して、屋外広告業の登録制度を創設した。

これにより、徳島県内に営業所があるか否かを問わず、県内で屋外広告業を営むためには、事前に徳島県へ「屋外広告業の登録」をしなければならないこととなった。（平成18年1月1日施行）

定 義

「屋外広告物」とは、①常時又は一定の期間継続して表示され、②屋外で表示され、③公衆に表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものであり、営利的な商業広告物だけでなく、非営利的なものであっても、これらの4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず、屋外広告物になり、行事や催物の案内板なども含まれる。

ただし、街頭で配布されるチラシや音声による宣伝放送、有体物に投射しない単なる光のみのもの、また建築物やバスの中などの屋内に表示される広告物等は含まれない。

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいい、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を言う。

この場合、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問わないが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負わないような、いわゆる広告代理店等は屋外広告業に該当しない。

また、単に屋外広告物の印刷や製作を行うだけで、屋外に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲示する物件の設置を行わないものも屋外広告業に該当しない。（屋外広告の知識 第2章 2 定義より）

屋外広告業の登録について

(1) 登録期間

- ① 登録の有効期間は5年とする。
- ② 登録の有効期間満了後、引き続き営業を行う場合には、更新の登録を受けなければならない。
- ③ 更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(2) 登録申請

- ① 登録の申請者は、次に掲げる事項を記載した屋外広告業登録申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

ア	商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
イ	県内で営業を行う営業所の名称及び所在地
ウ	法人である場合には、その役員の氏名
エ	未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
オ	営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

- ② 登録申請書には、登録申請者が登録拒否事由に該当しない旨の誓約書その他規則で定める書類を添付しなければならない。 { 2) 登録の申請、変更・廃止等の届出の提出書類一覧表を参照のこと。 }

(3) 登録事項の変更の届出

屋外広告業者は、登録申請書記載事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、30日以内に、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第7号）に次の必要な書類を添付の上、その旨を知事に届け出なければならない。

ア	商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登記事項証明書、又は住民票の抄本又はこれに代わる書面
イ	県内において営業を行う営業所の名称及び所在地	登記事項証明書 （登記事項に変更のある場合に限る。）
ウ	法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書、誓約書（様式第6号の2）、住民票の抄本又はこれに代わる書面、略歴書（様式第6号の3）
エ	未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所	誓約書（様式第6号の2）、住民票の抄本又はこれに代わる書面、略歴書（様式第6号の3）
オ	営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面

(4) 廃業等の届出

屋外広告業者は、次に掲げる事項に該当することになった場合には、各事項に定める者が、30日以内にその旨を記載した屋外広告業廃業等届出書（様式第8号）を知事に届け出なければならない。

ア	死亡した場合・・・その相続人
イ	法人が合併により消滅した場合・・・その法人を代表する役員であった者
ウ	法人が破産により解散した場合・・・その破産管財人
エ	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合・・・その清算人
オ	徳島県内で屋外広告業を廃業した場合・・・屋外広告業者であって個人又は法人の代表役員

(5) 業務主任者の設置

① 屋外広告業者は、徳島県内で営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任・設置しなければならない。

ア	登録試験機関が行う試験に合格した者（屋外広告士）
イ	徳島県が行う屋外広告物講習会の課程を修了した者
ウ	他の都道府県、指定都市又は中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者
エ	職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係るもの
オ	知事が、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

② 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

ア	屋外広告物条例その他法令の規定の遵守に関すること。
イ	広告物等に関する工事の適正な施工とその他安全の確保に関すること。
ウ	帳簿の記載に関すること。
エ	その他屋外広告業務の適正な実施の確保に関すること。

(6) 登録手数料

登録申請者は、登録手数料として10,000円（新規・更新ともに）を支払うものとする。
（「徳島県納付済証 提出用」を申請書の余白に貼り付けること。）

登録後にしなければならないこと

(7) 標識の掲示

屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、

登録番号その他規則で定める事項（法人の場合は代表者、登録年月日、営業所の名称、業務主任者の氏名）を記載した標識を掲げなければならない。

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、氏名又は名称	
法人である場合の代表者の氏名	
登 録 番 号	徳島県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	

（縦35cm以上×横40cm以上）

(8) 帳簿の備え付け等

屋外広告業者は、規則で定める屋外広告業帳簿（様式第12号）により、営業所ごとに、その営業に関する事項で次の事項を記載した帳簿を備え付け、これを5年間保存しなければならない。

ア	注文者の氏名又は名称及び住所
イ	広告物等の表示又は設置の場所
ウ	表示又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
エ	表示又は設置の年月日
オ	請負金額

登録制度の実施について

(9) 登録の実施

知事は、登録申請書等の提出があったときは、登録拒否事由に該当する場合のほか、遅滞なく、登録申請書記載事項、登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(10) 登録の拒否

知事は、登録申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又は登録申請書・添付書類のうちに重要な事項について虚偽記載や重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否しなければならない。

ア	登録を取り消されてから2年を経過しない者
イ	屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合であって、その取消日の前30日以内にその法人の役員であった者で、取消日から2年を経過しないもの
ウ	営業の停止を命ぜられ、停止の期間が経過しない者
エ	屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
オ	未成年者でその法定代理人がア～エのいずれかに該当するもの
カ	法人でその役員の中にア～エのいずれかに該当する者があるもの
キ	営業所ごとに業務主任者を選定していない者

注：法に基づく条例には、徳島県の屋外広告物条例に限らず、他の都道府県市の条例も含まれる。

(11) 屋外広告業者登録簿の備付け等

知事は、屋外広告業者登録簿を備え付け、閲覧させるものとする。

(12) 登録の取消し及び業務停止命令等

知事は、屋外広告業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア	不正の手段により登録を受けたとき
イ	登録拒否事由に該当することとなったとき
ウ	登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
エ	屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

(13) 報告及び立入検査等

- ① 知事は、徳島県内で屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又は職員をして営業所等に立ち入り、帳簿・書類その他の物件を調査し、関係者に質問させることができる。
- ② 立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。
- ③ 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(14) 罰 則

屋外広告業の登録制度の導入に伴い、以下のことをした場合は、罰金等を課せられることがある。

- ① 無登録営業、不正手段による登録、営業停止命令違反
- ② 登録事項の変更の無届出又は虚偽の届出
- ③ 業務主任者の無選任
- ④ 報告等の拒否、虚偽の報告等、立入検査の妨害等、答弁の拒否等
- ⑤ 廃業等の無届出
- ⑥ 登録に関する標識の不掲示
- ⑦ 営業に関する帳簿の不備、未記載等

※文中の規則とは、徳島県屋外広告物条例施行規則のこと。

2) 登録の申請、変更・廃止等の届出

(1) 申請方法

登録（更新）の申請は、末尾の徳島県 県土整備部 都市計画課 都市施設整備（公園）担当へ下表の必要な書類を提出すること。

提出は、来庁又は郵送により受け付けるが、郵送の際は、事務担当者の氏名、住所、電話番号等を明記し、連絡がとれるようにしておくこと。

● 提出書類一覧表

書 類 名 (様式番号)		申 請 者			備 考
		法人	個 人		
				未成年(注1)	
屋外広告業登録申請書 (様式第 6 号)		○	○	○	
誓約書(様式第 6 号の 2)※申請者が代表して誓約する	申請者	○	○	○	
略歴書 (様式第 6 号の 3)	申請者	○ (注2)	○	○	
	法定代理人	/	/	○	
	役員 (全員必要)	○	/	/	
住民票の抄本又はこれに代わる書面	申請者	○ (注2)	○	○	
	法定代理人	/	/	○	
	役員 (全員必要)	○	/	/	
	業務主任者	○	○	○	
登記事項証明書 (履歴事項の全部事項証明書又は登記簿謄本)		○	/	/	
業務主任者が、条例第 2 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 ※屋外広告物講習会修了者証の写し等		○	○	○	

注 1 : 屋外広告業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者の場合に限る。

注 2 : 役員全員の中の申請者分ということ。

注 : ・個人の場合は、個人名で登録することになるが、商号等がある場合は併記すること。

・登記事項証明書及び住民票の抄本等は、原本を添付すること。

(2) 登録手数料の納入

申請時には、徳島県納付書で金融機関又はコンビニエンスストアで手数料（10,000円）を納付し、「徳島県納付済証 提出用」を申請書余白にはり付けること。

登録申請書等の提出があったときは、速やかに審査事務等を行い、登録拒否事由に該当する場合を除き、登録申請書記載事項、登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録し、遅滞なく、その旨を登録申請者に連絡する。

(3) 登録事項の変更・廃止等の届出

登録後、その登録した事項に変更が生じた場合や屋外広告業を廃止する場合（徳島県内で屋外広告業を廃止する場合を含む。）は、変更のあった日又は廃止等に該当することになった日から30日以内に、徳島県知事に届け出なければならない。

- ① 登録事項に変更があった場合は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第7号）に変更に係る事項を証する書類を添付して届け出なければならない。

変更事項によっては、添付する書類が次のとおり定められているので注意すること。

変 更 事 項	添 付 書 類 等
商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	・登記事項証明書（法人の所在地、名称、代表者の氏名の変更） ・住民票の抄本又はこれに代わる書面（個人の氏名、住所の変更）
県内において営業を行う営業所の名称及び所在地（追加・削除を含む。） （登記事項に変更のある場合に限る。）	・登記事項証明書
法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	・登記事項証明書 ・誓約書（様式第6号の2）※法人代表者が誓約する ・住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（様式第6号の3） ※新たに就任した役員の分のみ
未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所	・誓約書（様式第6号の2）※屋外広告業者である未成年者本人が誓約する。 ・住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・略歴書（様式第6号の3）
営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	・業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（屋外広告物講習会修了者証の写し等） ・住民票の抄本又はこれに代わる書面

- ② 屋外広告業廃業等届出書（様式第8号）を届け出る届出義務者は下表のとおりである。

廃 業 等 の 内 容	届 出 義 務 者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
徳島県内で屋外広告業を廃業した場合	屋外広告業者であって個人又は法人の代表役員

○ 申請書等の提出先又は届出等の届出先

770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁7F

徳島県 県土整備部 都市計画課 都市施設整備（公園）担当

電話番号 088-621-2568